

## 深川市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに市政運営の公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案並びに案の趣旨及び内容等を公表し、市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
  - ウ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
  - エ 市内の学校に在学する者
  - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な政策に関する計画、指針等の策定又は改廃
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であって、市民生活に重大な影響を与える条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは除く。）の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が迅速又は緊急を要すると認める場合

- (2) 実施機関が軽微なものであると認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がない場合
- (4) 市民等の意見を聴取する手続が法令等に定められている場合
- (5) 市の附属機関等において、パブリックコメント手続に準じた手続を実施した場合

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等の策定にあたっては、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を記載した資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) その他実施機関において市民等が政策等の案を理解するために必要と認める事項

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧及び配布
- (3) その他実施機関が必要と認める方法

(意見等の募集)

第6条 実施機関は、前条の規定により政策等の案を公表するときは、30日程度の期間を設けて市民等から意見等を募集するものとする。

2 前項の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における書面の受理
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 実施機関は、前項の受付を行うときには、当該意見等を提出した市民等の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）等提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

(意見等の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により受け付けた意見等を考慮して、政策等の最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、深川市情報公開条例（平成9年深川市条例第37号）第5条第1項

各号に掲げる情報に該当するものは、その全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 政策等の案を修正した場合においては、当該修正内容

3 前項の規定による公表については、第5条第3項の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に意思決定過程にある政策等については、この訓令の規定は適用しない。